

第1 監査の対象

二子山公園、繁田公園、藤ノ木公園、下条公園、二本木公園、大久手公園、七反田公園、西高山公園、表公園、金地蔵公園、玉野児童遊園、牛山第3ちびっ子広場

第2 監査の期間

平成30年5月11日から平成30年6月25日まで

第3 監査の方法

監査に当たっては、公園の施設の維持管理を始め安全確保、財産管理等に関して、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠し、関係書類の調査、関係職員からの説明の聴取及び現地調査を行った。

なお、監査は主な着眼点を次のとおり設定し、対象となる事項について調査を行った。

1 公園の施設の維持管理

- (1) 遊具等の破損や老朽箇所はないか。
- (2) 植栽のせん定、除草、清掃は適切に行われているか。
- (3) トイレ、水飲み場等の管理は適切に行われているか。

2 公園における安全確保

- (1) 遊具等の点検は適切に行われているか。
- (2) 障がい者、高齢者等の利用に配慮がされているか。
- (3) 防犯上の配慮がされているか。

3 公園の財産管理等

- (1) 公園台帳の作成や変更は適正に行われているか。
- (2) 占用許可等の手続きは適正に行われているか。
- (3) 物置、看板等の不法占拠はないか。

第4 監査の結果

二子山公園始め 12 公園について調査を行った結果、公園の施設の維持管理を始め安全確保、財産管理等については、おおむね適切に行われていると認めた。